

令和4年第12回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和4年11月29日（火） 13：30～16：20
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・西田委員・
頭島委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
管理課長・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・
人権教育推進室長
- 4 傍聴者 1名

教育長 : それでは、ただ今より、令和4年第12回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、頭島委員にお願いします。

頭島委員 : はい。

教育長 : 事務局出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 次に、経過報告をお願いします。

教育次長(管理・指導担当) : それでは、10月29日以降の経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 10/29 劇団四季「人間になりたがった猫」
- 10/29 特別展 調査報告書刊行記念「甲崎古墳と西播磨の前期古墳」(~12/18)
- 10/30 隣保館まつり
- 10/31 自然学校(~11/4) 青小
文化祭(矢中)
- 11/3 文化祭(那中・双中)
文化祭 表彰式
ボッチャ出前講座(ボーイスカウト)
- 11/4 ボッチャ出前講座(竜泉自治会)
- 11/5 運動会(那小)
若狭野多目的研修センター作品展(~6日)
スポーツクラブ21市内交流大会
- 11/7 トライやるウィーク(中学校~11日)
- 11/9 幼稚園訪問(平幼)
連合音楽会(中学校)
文化会館運営審議会
- 11/10 第2回教育支援委員会
- 11/12 相生公民館作品展(~13日)
冬季ファミリースポーツフェア
- 11/13 陸公民館芸能発表会
- 11/15 令和4年度第5回相生市学校教育審議会

- 11/16 学校訪問（双中）
- 11/17 学校訪問（矢中）
- 11/18 幼稚園訪問（山幼・矢幼）
- 11/21 定例園長会
- 11/22 総務文教委員会
- 11/25 幼稚園訪問（中幼・あお幼）
通学路安全対策協議会
ボッチャ出前講座（双葉小学校）
- 11/26 冬期小学生陸上競技教室・陸上長距離合同練習会
- 11/28 幼児期と児童期の円滑な接続推進事業研究会（平幼）

教育長 : 説明は終わりました。その他追加説明はありますか。

管理課長 : ごさいません。

教育長 : それでは質疑に入ります。経過報告全体に亘って、何かご質問等ございますか。

教育長 : 質疑がないようですので、経過報告をご了承願います。

教育長 : 日程6、議事に入ります。

議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

(1) 報告事項のア 報告第35号及びイ 報告第36号については、同規則第5条第1項第5号教育に関する歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出に関する事件に該当し、ウ 報告第37号及び(2) 協議事項のア 協議第4号については、同規則第5条第1項第1号教育行政の基本方針並びに計画に関する事件に該当すると考えられますので非公開としてよろしいか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : そのように非公開と決定いたします。

教育長 : それでは(1) 報告事項のア 報告第35号からウ 報告第37号については、非公開議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(1) 報告事項、ア 報告第35号 令和4年度教育費補正予算(12月)(案)について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 本件については報告を了承いただいたものといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、イ 報告第36号 姫路市及び相生市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 本件については報告を了承いただいたものといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、ウ 報告第37号 相生市立小中学校適正配置計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 本件については報告を了承いただいたものといたします。

全委員 : はい。

教育長 : ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : それでは、議事を再開します。次に報告事項 エ 報告第38号 市立幼稚園の休園等について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 令和5年度入園希望者が相生市立幼稚園の休園及び閉園に関する要領第2条に規定する基準である5人以下となった相生幼稚園を休園する旨を報告

教育長： 説明は終わりました。それでは、何かご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。ご質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、提出議案その2をお願いします。(1)議決事項 ア 議第8号 相生市文化財保護審議会への諮問について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 宿禰塚古墳の相生市指定史跡名勝天然記念物の登録について、相生市文化財保護審議会に諮問することを提案

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。質疑はないようですので、議第8号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長： 続きまして、イ 議第9号 公文書の公開請求について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 請求者より申請のあった、令和2年6月11日付相教生第110号の2により請求者に公文書部分公開決定通知書を発送する際の教育委員の決裁に関する公文書公開請求について、請求の主旨を説明し、相生市情報公開条例第11条第2項の規定により、公文書不存在と決定することを提案

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。質疑はないようですので、議第9号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長： 続きまして、ウ 議第10号 公文書の公開請求について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 請求者より申請のあった、令和2年7月7日付相教生第143号の2により請求者に公文書部分公開決定通知書を発送する際の教育委員の決裁に関する公文書公開請求について、請求の主旨を説明し、相生市情報公開条例第11条第2項の規定により、公文書不存在と決定することを提案

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。
質疑はないようですので、議第10号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長： それでは、次の協議事項 ア 協議第4号については、非公開議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長： それでは、提出議案その1をお願いします。(2) 協議事項 ア 協議第4号 令和5年度教育費当初予算要求の概要について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長： 協議第4号については原案どおり承認いただいたものとして進めさせていただきます。

教育長： ここで15時まで暫時休憩といたします。

教育長： 会議を再開いたします。ここで傍聴者の入場を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長： 続きまして(2) 請願に移ります。

教育長： ア 請願第54号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 当該案件について、所管部署に照会した結果、特定できなかったため相生市教育委員会としてはこれ以上調査する予定はありませんので不採択と考えます。ただし、いただいた情報は所管部署に情報提供をいたします。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第54号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、相生市教育委員会としては調査する予定はないため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、イ 請願第55号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : (補足説明)

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 令和4年8月3日付、相教管第206号の通知のとおりであるため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第55号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、令和4年8月3日付、相教管第206号の通知のとおりであるため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ウ 請願第56号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : (補足説明)

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 令和4年8月3日付、相教管第207号の通知のとおりであるため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことでありますので、請願第56号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、令和4年8月3日付、相教管第207号の通知のとおりであるため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、エ 請願第57号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、いかがでしょうか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことでありますので、請願第57号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に

対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、才 請願第58号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第58号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、カ 請願第59号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第59号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、キ 請願第60号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と
考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はござ
いませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第60号については、不採択
とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対
し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、相生市教育委員
会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ク 請願第61号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございま
せんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択
と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はご
ざいませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第61号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ケ 請願第62号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第62号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、コ 請願第63号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 教育長は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第63号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、教育長は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、サ 請願第64号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 教育長は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第64号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、教育長は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、シ 請願第65号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 教育長は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第65号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、教育長は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ス 請願第66号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 令和2年7月21日付、相教管第187号の通知のとおりであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はご

ございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第66号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、令和2年7月21日付、相教管第187号の通知のとおりであるため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、セ 請願第67号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 令和2年7月21日付、相教管第187号の通知のとおりであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第67号については、不採択

とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、令和2年7月21日付、相教管第187号の通知のとおりであるため、とします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、(4) その他のアからウについては、非公開となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(4) その他に移ります。ア 令和4年9月分及び10月分学校事故発生状況報告、イ 令和4年10月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。それでは、ただいまの報告について、何かご質問等はございませんか。

教育長 : 質問等がないようですので、そのようにご了承願います。

教育長 : ここで傍聴者の入場を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : 続きまして、エ 相生市文化会館について、事務局お願いします。

生涯学習課長 : 相生市文化会館についてご説明いたします。

はじめに、新型コロナウイルスに係る4月以降の会館の運営状況について、ご説明させていただきます。昨年度は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の関係で、施設の閉館、開館時間の短縮、定員の半数利用、カラオケ設備の禁止等、様々な制限をお願いしておりましたが、現在は、対処方針の緩和に伴い、大声での歓声、声援等が想定

される催しは定員の50%以内、大声での歓声、声援等がないことを前提とした催し物は、定員の100%以内という制限の下、換気、消毒、検温の実施、マスク着用の推奨を行い、感染症対策に十分留意しながら運営に努めております。それでは、お配りしております資料に基づきご説明いたします。

1 令和4年度実施状況についての「(1) 自主事業について」よりご説明いたします。令和4年度の自主事業はご覧のとおりでございます。現在は、10月29日(土)の「劇団四季 人間になりたがった猫」までが実施済みでございますが、7月31日(日)の「こどもフェスティバル neo」は新型コロナウイルス感染症による密集回避のため中止いたしました。以後につきましては、12月4日(日)の「宝くじ文化公演ドラミングハイ」から3月5日(日)のなぎさコンサートまで日程を確定しております。

さらに、現在、北海道歌旅座「昭和の歌コンサート」の開催について日程を調整しております。2ページをご覧ください。なぎさライブでございますが、偶数月の土曜日に開催しており、毎回、約50名の方にご来場いただいております。次回、12月17日(土)は、電子オルガン奏者に出演していただきます。

また、今年度より、Youtubeにて「なぎさホールチャンネル」を開設し、当日の様子のライブ配信を行っております。これまでのアーカイブも残しておりますので、なぎさホームページにアクセスしていただければ、いつでもご視聴いただける工夫も行っております。

次に、なぎさdeマルシェでございますが、随時開催としており、本年度は3回実施しております。なぎさライブ、なぎさdeマルシェでは、職員と有志が協働し、実行委員会形式で企画・運営を行っております。

次に2階展示コーナーについてはご覧のとおりとなっております。3ページをご覧ください。(2) 会館利用状況について、ご説明いたします。令和4年9月末時点でございますが、総使用件数は合計1,407件、延べ利用者合計68,803人となっております。参考として右側の欄に前年同期の件数と人数を記載しております。昨年同期は956件、38,892人ございましたので、昨年度と比べて大幅に増加しております。

また、下段に過去3年間の年間利用件数と利用人数、右側に同年9月末時点の件数及び人数を記載しておりますのでご参照ください。4ページをご覧ください。(3) 友の会入会状況についてでございますが、9月30日時点では、個人301件、ファミリー83件、グループ7件、合計391件となっております。その右側が市内・市外の件

数及び割合でございます。令和元年度から過去3年間、令和4年9月末までの会員数と合わせて表にしておりますのでご参照願います。

5ページをご覧ください。2 令和5年度実施計画（案）について、ご説明いたします。4月22日（土）、23日（日）の、スプリングカルチャーフェスティバルから、3月3日（日）のなぎさコンサートまでの日程が決定しております。令和5年度のメインの催しといたしましては、8月26日（土）の三山ひろし、と、日程調整中ではございますが、関西フィルハーモニー管弦楽団の公演でございます。関西フィルハーモニー管弦楽団につきましては、兵庫県芸術文化協会の県民芸術劇場の助成を申請し、本年度末頃に助成の結果が出る予定となっております。助成の採択次第で、音楽探偵バッハの事件録を追加実施したいと考えております。

さらに、北海道歌旅座 昭和の歌コンサートも計画しており、なぎさライブ、なぎさdeマルシェを含めまして、年間約20本の自主事業を実施してまいります。

また、催しの開催に以外にも、ホールで季節を感じていただけるよう、ひな人形、鯉のぼり、七夕、クリスマスの装飾など、学童保育の児童の協力により実施しており、少しでも来館者に喜んでいただきたいと考えております。文化会館については、以上でございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 : 説明は終わりました。それでは、ただいまの報告について、何かご質問等はございませんか。

教育長 : 質問等がないようですので、そのようにご了承願います。

教育長 : 次に、(4) その他のオについては、非公開となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : 次にオ 令和4年12月分行事予定報告をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : ただいまの報告について、ご了承願います。

教育長 : 次に『カ その他』について事務局何かありますか。

学校教育課長 : 新型コロナウイルス関係の対応について口頭にてご報告いたします。11月18日に改定された新型コロナウイルス感染に係る兵庫県対処方針に則り、学校園の教育活動は、学校に持ち込まない、広げないを基本に、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等基本的な感染対策を実施したうえで、現行の対応を継続していきます。

また、対処方針については、校園長会等で周知し、また、季節性インフルエンザとの同時流行も念頭におき、今後も基本的な感染防止対策を実施してまいります。

学校教育課長 : 次に令和5年4月に姫路市で開校予定の夜間中学について、口頭でご説明いたします。

入学対象者は、入学する時点で15歳以上の人で、①さまざまな理由により、義務教育を修了できなかった人②不登校や病気などにより、ほとんど学校に通えなかった人です。外国籍の人や姫路市外の人でも入学できます。

姫路市に設置される夜間中学の名称は「姫路市立あかつき中学校」で、県内で4校目となります。設置場所は姫路市立東小学校北館でJR山陽本線「東姫路駅」より北へ徒歩5分です。昼間の中学校と同じ公立の中学校で、中学校のすべての教科を勉強します。外国籍の人などには必要に応じて日本語の支援も行います。週5日、平日の夜間、午後5時半頃から午後9時頃まで学習し、全ての課程を修了すれば、中学校の卒業資格が得られます。基本的には3年間で学習を進めますが、原則6年が上限となり、授業料は無償です。

夜間中学入学説明会について、HPに掲載したり公民館や学校等にチラシを配布し周知しておりますが、現在のところ相生市での入学希望者はございません。以上でございます。

教育長 : 他にありますか。

管理課長 : (配付物の確認)

教育長 : 事務局、他にありますか。

教育長 : 教育委員さんから何かございますか。

教育長 : 特にないようですので、令和4年第12回教育委員会定例会を閉会させ

いただきます。どうも、ありがとうございました。

16:20 終了